あずさ監査法人

2020 No.20-12

会計・監査ダイジェスト

会計及び監査を巡る動向 2020年11月号

会計・監査ダイジェストは、日本基準、国際基準（国際会計基準審議会（以下「IASB審議会」）の動向を含む）、修正国際基準及び米国基準の会計及び監査の主な動向についての概要を記載したものです。

ハイライト

- **法務省、会社法改正に伴う「会社法施行規則等の一部を改正する省令」を公布**
  会社法の改正に伴い、関連する会社法施行規則、会社計算規則等の改正が行われました。
- **金融庁、「その他の記載内容」及びリスク・アプローチの強化のための「監査基準の改訂に関する意見書」等を公表**
  「その他の記載内容」に対する監査人の役割の明確化及び監査基準をめぐる国際的な動向に対応したリスク・アプローチの強化のため、「監査基準の改訂に関する意見書」が公表されました。
- **IASB審議会、公開草案「セール・アンド・リースバック取引におけるリース負債（IFRS第16号の改訂案）」を公表**
  セール・アンド・リースバック取引におけるリース負債に関し、通常のリース取引から生じるリース負債とは異なる測定規定を新たに設けることが提案されています。

目次

日本基準

最終基準	改正会社法の施行日を定める政令を公布
最終基準	法務省、会社法改正に伴う「会社法施行規則等の一部を改正する省令」を公布
公開草案	金融庁、改正会社法等の施行に伴う金融庁関係政府令等の改正案を公表
最終基準	金融庁、「その他の記載内容」及びリスク・アプローチの強化のための「監査基準の改訂に関する意見書」等を公表
Information	金融庁、「記述情報の開示の好事例集2020」を公表

© 2020 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

国際基準

公開草案	IASB審議会、公開草案「セール・アンド・リースバック取引におけるリース負債（IFRS第16号の改訂案）」を公表
討議資料	IASB審議会、討議資料「共通支配下の企業結合」を公表

米国基準

最終基準	ASU第2020-11号「金融サービス－保険（トピック944）：適用日及び早期適用」の公表（2020年11月5日　FASB）

1．日本基準

■法令等の改正

【最終基準】

(1) 改正会社法の施行日を定める政令を公布

2020年11月20日、改正会社法（2019年12月4日成立、同年12月11日公布）の施行日を定める政令（以下、「本政令」）が公布されました。

本政令によると、改正会社法の施行日は2021年3月1日とされています。なお、改正会社法のうち、一部は別の施行日が設けられており、これについては別途政令が公布される予定です。

あずさ監査法人の関連資料：ポイント解説速報（2020年11月25日発行）

(2) 法務省、会社法改正に伴う「会社法施行規則等の一部を改正する省令」を公布

法務省は2020年11月27日、会社法の改正に伴い、「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（以下、「本省令」）を公布しました。

本省令は、改正会社法（2019年12月4日成立、同年12月11日公布）の施行に伴い、関連する会社法施行規則、会社計算規則等の改正を行うためのものです。なお、パブリックコメントを受けて、一部、事業報告の記載事項等について省令案からの変更がありますが、大きな方向性については変更ありません。

会社法施行規則の改正では、役員等の報酬に関する事項、役員等賠償責任保険契約や補償契約に関する事項等について、事業報告における開示事項が拡充されています。

一方、会社計算規則の改正は主に以下のとおりです。

- 改正会社法で株式交付制度が新設されたことを受け、株式交付における株主資本等変動額に関する定めを新設
- 改正法で取締役又は執行役の報酬等として金銭の払込み等を要しないで株式を発行することができるようになったことを受け、そのような場合に増加する資本金の額等についての定めを新設

本省令は、原則として、改正会社法の施行日（(1) 参照）から施行されます。また、一定の経過措置が設けられています。

あずさ監査法人の関連資料：ポイント解説速報（2020年12月8日発行）

© 2020 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

【公開草案】

金融庁、改正会社法等の施行に伴う金融庁関係政府令等の改正案を公表

金融庁は2020年11月6日、「『会社法の一部を改正する法律』及び『会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律』の施行（1年3月以内施行及び1年6月以内施行）等に伴う金融庁関係政府令等の改正案」（以下、「本改正案」）を公表しました。

本改正案は、改正会社法（2019年12月4日成立、同年12月11日公布）及び会社法整備法の施行等に伴い、関連する金融庁関係政府令等の改正を提案するものです。

(1) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等

会社法の改正に伴い、主に以下の関連する財務諸表等規則の改正が提案されています。

- 株式引受権を計上する場合における貸借対照表の表示及び株主資本等変動計算書の区分表示
- 株式交付制度の新設に伴う改正

(2) 企業内容等の開示に関する内閣府令

会社法の改正に伴い、「コーポレート・ガバナンスの概要」及び「役員の報酬等」における開示の拡充等、所要の改正が提案されています。

本改正案は、原則として、改正会社法の施行日（2021年3月1日）から施行されることが提案されています。

コメントは2020年12月7日に締め切られています。

あずさ監査法人の関連資料：ポイント解説速報（2020年11月10日発行）

■監査関連

【最終基準】

金融庁、「その他の記載内容」及びリスク・アプローチの強化のための「監査基準の改訂に関する意見書」等を公表

金融庁は2020年11月11日、企業会計審議会が取りまとめた監査基準の改訂に関する意見書及び中間監査基準の改訂に関する意見書を公表しました。

これらの意見書は、「その他の記載内容」に対する監査人の役割の明確化を図るとともに、監査報告書に必要な記載を求めるほか、監査基準をめぐる国際的な動向に対応してリスク・アプローチの強化を図るものです。具体的な内容は、以下のとおりです。

(1) 「その他の記載内容」に関連する改訂

監査した財務諸表を含む開示書類のうち当該財務諸表と監査報告書とを除いた部分の記載内容である「その他の記載内容」について、監査人が通読し、当該情報と財務諸表又は監査人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかについて検討すること、またその結果を監査報告書に記載することとされました。これにより、監査人の当該情報に係る役割の明確化、監査の対象とした財務諸表の信頼性の確保が期待されます。

© 2020 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

(2)　リスク・アプローチの強化

近年の公認会計士・監査審査会の検査における指摘に対応するため、特別な検討を必要とするリスクを含む重要な虚偽表示のリスクの評価についてその強化を図るほか、会計上の見積りについて適切に評価されたリスクに対応した深度ある監査手続が必要と考えられました。このため、国際的な監査基準との整合性を確保しつつ、監査の質の向上を図ることとされました。

具体的には、財務諸表項目レベルのリスク評価にあたり、固有リスクと統制リスクを分けて評価するほか、固有リスクについては、重要な虚偽の表示がもたらされる要因を勘案し、虚偽の表示が生じる可能性と当該虚偽の表示が生じた場合の影響を組み合わせて評価することとされました。また、会計上の見積りについては、リスクに対応する監査手続として、原則として、経営者が採用した手法並びにそれに用いられた仮定及びデータを評価する手続が必要である点が明確にされました。さらに、特別な検討を必要とするリスクについては、固有リスクが最も高い領域に存在すると評価したリスク、と定義することとされました。

(3)　日本公認会計士協会による会長声明

日本公認会計士協会は、「監査基準の改訂に関する意見書」の公表を受けて、2020年11月11日付けで会員に宛てた会長声明を発出しています。

あずさ監査法人の関連資料：ポイント解説速報（2020年11月16日発行）

■Information

金融庁、「記述情報の開示の好事例集2020」を公表

金融庁は2020年11月6日、「新型コロナウイルス感染症」、「ESG（環境、社会、ガバナンス）」に関する開示の好事例を取りまとめた「記述情報の開示の好事例集2020」を公表しました。

当該事例集では、開示の充実を促すことを目的に、投資家・アナリストから紹介された有価証券報告書における開示例を公表しています。「新型コロナウイルス感染症」に関する開示例では、非財務情報（記述情報）や財務情報における追加情報等について解説しています。「ESG」に関する開示例では、特に好事例として注目した項目として、「SDGs（持続可能な開発目標）と事業との関連性」、「ダイバーシティ」、「気候変動」、「人材育成・人材投資」、「DX（デジタルトランスフォーメーション）」及び「経営者メッセージ」の6項目に関する開示を解説しています。

あずさ監査法人の関連資料：ポイント解説速報（2020年11月10日発行）

日本基準についての詳細な情報、過去情報は
あずさ監査法人のウェブサイト（日本基準）へ

© 2020 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

2. 国際基準

■会計基準等の公表（IASB審議会、IFRS解釈指針委員会）

【公開草案】

IASB審議会、公開草案「セール・アンド・リースバック取引におけるリース負債（IFRS第16号の改訂案）」を公表

IASB審議会は2020年11月27日、公開草案「セール・アンド・リースバック取引におけるリース負債（IFRS第16号の改訂案）」を公表しました。

IFRS解釈指針委員会は変動リース料を含むセール・アンド・リースバック取引の会計処理について検討を行い、2020年6月にアジェンダ決定を公表しました（詳細は当法人のIFRS-ICニュースをご参照ください）が、この審議の過程で、セール・アンド・リースバック取引から生じる負債の測定については基準が明確ではないことが明らかになり、IASB審議会での検討が行われました。

本公開草案は、セール・アンド・リースバック取引から生じる負債をリース負債であると位置づけたうえで、セール・アンド・リースバック取引から生じる使用権資産及びリース負債の当初測定の方法を特定し、さらにリース負債の事後測定に係る新規の要求事項を追加することを提案しています。本公開草案の内容はすべてのセール・アンド・リースバック取引に適用され、特にリースバック取引に係るリース料に変動リース料が含まれている場合には、従前の会計処理から変更が生じる可能性があります。

本公開草案は、最終基準の適用日及び移行措置について、以下のように提案しています。

- 適用日は、利害関係者からのコメントを受けて決定される。
- 早期適用は認められる。
- 最終基準は、IFRS第16号「リース」の適用開始日後に締結されたセール・アンド・リースバック取引について、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従い原則として遡及的に適用される。

本公開草案に対するコメントの期限は、2021年3月29日です。

あずさ監査法人の関連資料：ポイント解説速報（2020年12月4日発行）

【討議資料】

IASB審議会、討議資料「共通支配下の企業結合」を公表

IASB審議会は2020年11月30日、討議資料「共通支配下の企業結合」（以下、本討議資料）を公表しました。

本討議資料は、共通支配下の企業結合における移転先企業（例えば下記図のB社）の会計処理を対象としています。すなわち、企業グループの支配当事者（P社）、共通支配下の企業結合における移転元企業（A社）及び被移転企業（C社）の会計処理は、他のIFRS®基準に基づくため、本討議資料の対象には含まれません。

© 2020 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

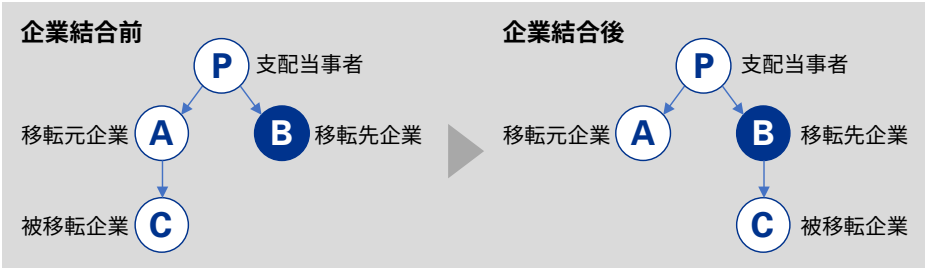

本討議資料では、共通支配下の企業結合であっても移転先企業の非支配株主に影響がある場合は原則として取得法を適用し、それ以外の取引（完全所有会社同士のすべての企業結合を含む）には簿価法を適用することがIASB審議会の予備的見解として示されています。同予備的見解によると、移転先企業が上場企業の場合は取得法が要求される一方、移転先企業の非支配持分がすべて関連当事者によって保有されている場合は簿価法が要求されます。また非支配株主が存在しても、移転先企業が非公開企業の場合であって非支配株主全員の同意を得られている場合には簿価法の適用が認められます。

なお、取得法の適用に際しては、原則としてIFRS第3号の規定に準ずるものの、移転にあたって取得した資産及び負債の公正価値が支払われた対価を超える場合には、（IFRS第3号で要求される割安購入益を認識するのではなく）移転先企業への資本の拠出が行われたものとして処理することが予備的見解として示されています。

一方、簿価法の場合は、引き継がれる帳簿価額は支配当事者における帳簿価額ではなく被移転企業自身の帳簿価額とし、支払対価との差額は資本とすることが示されています。なお、移転先企業の株式をもって支払対価に充当した場合の対価の測定については、特段の定めを置かないこととされています。

その他、情報提供に対する費用対効果を考慮する一方で、類似の取引については同質の情報を提供するよう開示規定を整備することが提案されています。

IASB審議会は、本討議資料に対するコメントを踏まえて、予備的見解のすべてまたは一部を含む公開草案を作成することを検討する予定です。

本討議資料に対するコメント期限は、2021年9月1日です。

あずさ監査法人の関連資料：ポイント解説速報（2020年12月11日発行予定）

IFRS基準についての詳細な情報、過去情報は
あずさ監査法人のウェブサイト（IFRS基準）へ

3．修正国際基準

新たな基準・公開草案等の公表として、今月、特にお知らせする事項はありません。

修正国際基準についての詳細な情報、過去情報は
あずさ監査法人のウェブサイト（修正国際基準）へ

© 2020 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

4．米国基準

■会計基準等の公表（米国財務会計基準審議会（FASB））

【最終基準（会計基準更新書（Accounting Standards Update; ASU））】
ASU第2020-11号「金融サービス－保険（トピック944）：適用日及び早期適用」の公表（2020年11月5日　FASB）

本ASUは、COVID-19感染拡大により影響を受ける保険会社の負担を軽減するため、ASU第2018-12号「金融サービス－保険（トピック944）：長期保険契約の改訂」の適用対象となる長期保険契約を発行するすべての保険会社に対して、以下の2点の軽減措置を提供しています（本ASUは、トピック944が適用されない長期保険契約の契約者や保険会社以外の企業には適用されません）。

- トピック944の適用日の1年の延期
- トピック944の早期適用を選択する際の移行日に関する軽減措置

適用日の1年延期

	従前の適用日※1	新たな適用日
SEC登録企業（小規模登録企業を除く）	2021年12月15日より後に開始する事業年度及びその期中期間	2022年12月15日より後に開始する事業年度及びその期中期間
トピック944の対象となるそれ以外の企業	2023年12月15日より後に開始する事業年度末（期中期間については2024年12月15日より後に開始する事業年度から）	2024年12月15日より後に開始する事業年度末（期中期間については2025年12月15日より後に開始する事業年度から）

※1　従前の適用日は、ASU第2019-09号「金融サービス－保険（トピック944）：適用日」に基づく。

早期適用選択時の移行日に関する軽減措置

トピック944の早期適用を促す観点から、早期適用を選択した際の移行日として、表示される最も早い期間の期首または前期の期首のいずれかを選択できます。前期の期首を選択すれば、修正再表示は前期分のみとなり、負担の軽減が図られます。また、早期適用するか否かにかかわらず移行日を確定することができるため、企業は移行日を確定させたうえで基準の適用準備を行い、早期適用するか否かの意思決定は事後に行うことができるようになります。なお、2020年7月に公表されたASU案では、早期適用を選択する際の移行日は前期の期首であることが要求されていましたが、最終基準では表示される最も早い期間の期首を選択することも認められるように変更されました。

上記の結果、12月決算のSEC登録企業（小規模登録企業ではない）の場合の適用日と移行日の関係は、次のとおりとなります。

© 2020 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

早期適用の選択	移行日の選択	適用日	移行日
早期適用を選択しない場合	表示される最も早い期間の期首	2023年1月1日	2021年1月1日（前々期の期首）
早期適用を選択する場合	前期の期首	2022年1月1日	2021年1月1日（前期の期首）
早期適用を選択する場合	表示される最も早い期間の期首	2022年1月1日	2020年1月1日（前々期の期首）

KPMGの関連資料：Defining issues（英語）

米国基準についての詳細な情報、過去情報は
あずさ監査法人のウェブサイト（米国基準）へ

© 2020 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

■ 関連資料紹介

- 【書籍】図解　収益認識基準のしくみ<改訂版>
- 【書籍】業種別アカウンティング・シリーズ Ⅱ　1．銀行業の会計実務（第2版）
- 【書籍】詳細解説　IFRS開示ガイドブック（第2版）
- IFRS第16号詳細解説シリーズ　シリーズNo7：リース期間

■ ソーシャルメディアのご紹介

リサーチ／報告書、解説記事、動画による解説など、
KPMGの知見を集めた独自コンテンツを発信しています。　home.kpmg/jp/socialmedia

■ 会計・監査コンテンツアーカイブのご紹介

会計・監査コンテンツをトピック別、業種別で絞込み、一覧表示することができます。

home.kpmg/jp/search-tool

■ KPMG 会計・監査 AtoZ アプリのご紹介

あずさ監査法人が提供する会計・監査情報アプリ「KPMG会計・監査AtoZ」では、いつでも・どこでも日本基準、修正国際基準、IFRS基準、そして米国基準に関する会計・監査情報を閲覧できるほか、動画による解説コンテンツを視聴することができます。

KPMGジャパンウェブサイトのアプリ紹介ページ

home.kpmg/jp/kpmg-atoz

Download on the App Store　ANDROID APP ON Google play

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査したうえで提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2020 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

各基準についてのより詳細な情報、過去情報は、あずさ監査法人のウェブサイトをご確認ください。

- ■ あずさ監査法人トップページ（Link）
- ■ 日本基準（Link）
- ■ 修正国際基準（Link）
- ■ IFRS基準（Link）
- ■ 米国基準（Link）